

平成25年12月5日提出

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 工 事 名 旧産業文化会館解体工事
- 2 請 負 金 額 368,280,000円
- 3 契約の相手方 前田・大東・活誠・カネムラ建設工事共同企業体

代表者 熊本市南区島町5丁目7番3号

株式会社 前田産業

代表取締役 木村 洋一郎

熊本市北区楠野町453番地1

大東商事 株式会社

代表取締役 小原 英二

熊本市南区近見1丁目5番16号

株式会社 活誠

代表取締役 喜讀 宣友

熊本市東区御領6丁目5番1号

株式会社 カネムラエコワークス

代表取締役 金村 康平

(提出理由)

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1 項第 5 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例（昭和 3 9 年条例第 1 6 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求める必
要がある。

これが、この議案を提出する理由である。